

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和4年3月8日（水曜日）		
開 会	午後0時59分	閉 会	午後3時42分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 雲坂 衛 副委員長 勝田 鮮二 委 員 荻野 正己 太田 縁 前田 伸一 岡田 信俊 山田 延孝 吉田 博幸		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局長補佐 米田亜希子 議事係主事 田中 真一		
出席説明員	<p>【下水道部】</p> <p>下水道部長 高木 要輔 次長兼下水道企画課長 山根 陽一 下水道企画課課長補佐 松尾 一繁 下水道企画課財務係長 遠藤 幸二 下水道企画課主査 湯谷 真裕 下水道企画課下水道管理室長 敦賀 裕貴 下水道企画課下水道管理室主査 田中 裕史 下水道経営課長 太田 潤一 下水道経営課課長補佐 本村 裕司 下水道経営課普及係長 前田 誠 下水道建設課長 河田 耕一 下水道建設課課長補佐 福山あゆみ 下水道建設課主査 吉村 幸治 下水道建設課建設第二係長 井上 幸一</p> <p>【都市整備部】</p> <p>都市整備部長 岡 和弘 次長兼都市企画課長 永井 利幸 都市企画課課長補佐 増田 泰則 交通政策課長 小森 毅彦 交通政策課課長補佐 筒井 真二 中心市街地整備課長 有本 公博 中心市街地整備課課長補佐 雁長 徹 次長兼都市環境課長 稲干 典史 都市環境課課長補佐 藪下 昇 道 路 課 長 田村 温 道路課課長補佐 田中 和人 次長兼建築指導課長 尾坂 和昭 建築指導課参事 山田 泰弘 建築指導課課長補佐 森田 健 建築住宅課長 太田 忠孝 建築住宅課課長補佐 大角真一郎 建築住宅課課長補佐 山崎 修 鳥取南地域工事事務所長 長石 良幸 次長兼鳥取西地域工事事務所長 牧野 隆史</p>		
傍 聴 者	1人		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午後0時59分 開会

【都市整備部】

◆雲坂 衛委員長 皆様、こんにちは。それでは、ただいまから建設水道委員会を開会し、都市整備部の議案審査に入ります。

昨日、総括質疑、大変お疲れさまでした。その中で、空き家対策の関連の事業であったり、道路の交通安全の対策等の関連の質問があったと思いますけれども、委員の皆様は所管の分科会のことは質問できませんでしたので、今日はしっかりと公平性、必要性、妥当性の観点から、十分御審議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、まず、岡都市整備部長に御挨拶いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○岡 和弘都市整備部長 はい。皆さん、こんにちは。都市整備部長の岡です。本日は、2月24日に御説明申し上げました、委員会と分科会で御説明した自家用有償バス条例の一部改正など5議案、また、4年度の当初予算の審議のほうをよろしく願いいたします。

◆雲坂 衛委員長 議案審査に入ります前に、この場の皆様方に一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆様方には、発言前に必ず所属と氏名を述べていただいてから御発言ください。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただき、十分審査していただきますよう、皆様方をお願いいたします。

議案第44号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆雲坂 衛委員長 それでは、議案第44号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正については、前回の委員会において、執行部より御説明いただいております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第44号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆雲坂 衛委員長 次に、議案第50号鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、前回の委員会において、執行部より御説明いただいております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。なしと認め、質疑を終結します。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第50号鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第58号鳥取市都市公園の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）

◆雲坂 衛委員長 次に、議案第58号鳥取市都市公園の指定管理者の指定については、前回の委員会において、執行部より御説明いただいております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言ください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第58号鳥取市都市公園の指定管理者の指定についてを採決します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号市道の路線の認定について（質疑・討論・採決）

◆雲坂 衛委員長 次に、議案第64号市道の路線の認定については、前回の委員会において執行部より御説明いただいております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言ください。前田委員。

◆前田伸一委員 はい。市道の認定なんですけども、ほとんどが開発行為で新しく造られた市道の認定ということだと思いますが、この新しく認定される市道が接続される道路の幅員といいますか、その考え方というか、開発行為のほうで、接続道路の先の道路の幅員が狭いと開発行為ができないだとかいうことがあると思うんですけども、今、この付議案に添付されている地図とかを見ますと、必ずしもその接続先の道路の幅員が広い道路だけではなくして、狭い道路、4メートルぐらいの道路についても認定されていると思うんですけども、この市道の認定するに当たって、何ていうんですか、何か考え方っていうか、道路管理者のほうであるんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 山田参事。

○山田泰弘建築指導課参事 建築指導課、山田です。開発指導要綱の中で、面積2,000平米を超えるものについては、原則6メートル以上の道路に接続することということで、この開発の新しくされる道路の申請を許可しております。中に、おおむね2,000平米の場合は、背後地、この開発される土地の裏のほうに、もうこれ以上開発する余地がないというところについては、接続先道路は5メートルということで、開発の許可を下ろしている場合があります。以上です。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 今回は議案の認定についての質疑なので、道路管理者として、何ていうんですか、接続先の道路が、仮に市道の幅員のいかんにかかわらず、認定する道路が開発行為のその6メートルなりの道路であれば、無条件で認定するという考え方でいいんでしょうかということなんですけども。

◆雲坂 衛委員長 田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。接道のほうの、新しく認定せずに、接道される市道のほうですよ。

◆前田伸一委員 そうです、そうです。

○田村 温道路課長 はい。実際には、実際幅員が広げれる場合は、開発行為のときに、事前に関連区域として、その市道の幅員を広げるようには協議はさせていただいてますが、実際、お願いしても無理な場合もあるので、その場合は、実際やむを得ないということで、現道のままということになっております。大抵の場合は、大きい住宅が来る場合は、実際、関連区域ということで、全体的に道をずっと広げさせていただいて、開発行為の事前審査のときに、そういう協議が出たときに、関連区域ということで何とか取り組んでもらえないかということで、お話のほうはさせていただいているのが現状です。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 その関連区域の考え方なんですけども、どこまで関連区域に、どうして取り扱うのかってところなんです。何か基準みたいのがあるんですか、お願いする際に。

◆雲坂 衛委員長 田村課長。

○田村 温道路課長 はい。基準、お願いっていうより、実際は6メートルぐらいの市道に接続するぐらいまで、市道とか県道とかに接続するようなところまでは、一応お願いするというような形は取ってます。宮長なんですけど、実際、そこまでは広がらなかったんですけど、5メートルぐらいまでは広げてもらって、側溝に蓋をかけたりにして広げていただいていた例もあります。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 既存の市道には、例えば3メートルの市道だとかもある、もう町なかの辺はたくさんあって、もう家が張りついとって、用地買収をしないとイケないというような場合もあると思うんですけども、どの辺まで依頼っていうか、だったらオーケーみたいなその基準があるんですかね。あくまでお願いなのか、それとも、やむを得ない場合の判断基準なんですけども。

◆雲坂 衛委員長 田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。言われたとおり、お願い、実際生活道路として、優先順位が、そこを広げて、用地買収して広げていくのが優先順位が高いかという、開発業者のために投資してるようなことになるので、優先順位は多分下がると思います。そうなれば、やはりお願いというような形を取らざるを得ないのかなと、開発業者さんのほうに、お願いというほうを取らざるを得ないかなというふうに考えております。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 ということは、その開発業者さんのほうで、この辺の中心市街地みたいなところで、家が張りついているような市道が接続先の道路であれば、用地買収なり、家屋移転をしていただいて、開発行為の市道を接続させるというような考え方なんです。

いいですか。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 例えば、付議案の68ページの田島24号線、田島の辺りの昔の道って、かなり狭くて、もう車が通るのがもういっぱいいっぱいみたいなのところもあると思うんです。例えばこの田島4号線とかっていうのは、狭いですよね、これ、かなり。付議案の68ページの。

◆雲坂 衛委員長 山田参事。

○山田泰弘建築指導課参事 建築指導課、山田です。今の田島の例で説明させていただきますと、この前面、黄色のほうの県道部分ですね、これが6メートルありますので、こっちに新しく開発する道路が接続してるということで、開発の許可は出しております。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 仮に、県道のほうが接続してなくて、車の回し場みたいな場合を想定した場合に、この田島4号線を、もうこの開発行為の事業者の方で、全部6メートルに、拡幅を、要求するような格好になるのか、どうなんでしょうか、その辺りは。

◆雲坂 衛委員長 山田参事。

○山田泰弘建築指導課参事 はい。建築指導課、山田です。開発条件としまして、接続、6メートル接続してないということになりますので、当然、6に基本はしてくださいというのが開発条件になります。ただ、どうしても建物とかがあって、家を壊さなければいけないという場合に限り、35メートル以内だったら、それは除外できますというようなルールもつくっております。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 今35メートルっていう話がありましたけども、この田島4号線、この左から右にずっと延びてますけども、ずっと全線にわたって幅が狭い道だと思うんですよね。こうしたところの、もし、仮に開発行為を起こそうと思っても、道路ができないということになると、宅地化というものは見込めないわけで。そうすると、地主さんにとってみたら、固定資産税は宅地並みにいっぱい払う、周囲の宅地と同じようなお金を払わなきゃいけない、だけど、接続先の道路が狭いということで、開発もできない。何か踏んだり蹴ったりのような気がするので、私は、こうしたところの、意見ですけども、柔軟な対応をしていかなきゃいけないんじ

ゃないかなと思うんですけども、ちょっと部長の見解をお聞きしたいと思います。

◆雲坂 衛委員長 岡部長。

○岡 和弘都市整備部長 開発行為、無秩序な開発というのは、なかなか、密集市街地のような開発されても困りますので、それぞれの地主さんが、この田島であれば、アパートを建てて、その既設の道路を使うなり、当然考えて利用をされるもんだと考えておりますので、私たちのほうは、開発要綱にのっとって、なるべくその開発業者さんに無理をかけないような指導を行っているところです。以上です。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 無理をかけないような指導というのが、ちょっと分かりませんが、ここでは、大体執行部の方の意見が、意向が分かりましたので、よしにしたいと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい。そのほか質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第64号市道の路線の認定についてを採決します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号市道の路線の変更について（質疑・討論・採決）

◆雲坂 衛委員長 次に、議案第65号市道の路線の変更については、前回の委員会において、執行部より御説明いただいております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第65号市道の路線の変更についてを採決します。本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◆雲坂 衛委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◆雲坂 衛分科会長 以上で建設水道委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会建設水道分科会を開会いたします。

予算審査特別委員会建設水道分科会に切替え 午後1時20分 休憩

建設水道委員会に切替え 午後3時39分 再開

- ◆雲坂 衛分科会長 それでは、以上で、予算審査特別委員会建設水道分科会を閉会し、建設水道委員会を再開いたします。頭出しだけです。

【その他】

令和4年度議会報告会・意見交換会について（説明）

- ◆雲坂 衛委員長 それでは、その他として、令和4年度議会報告会・意見交換会についてに入ります。勝田副委員長から御説明をいただきたいと思います。

- ◆勝田鮮二副委員長 はい。せんだって、広報委員会を開催しまして、メインテーマを決めました。前は、子育てしやすいまちづくりだったかな、今回は、未来へつなぐまちづくりという、ちょっと少し希望を持ったようなあれですけど、テーマを、未来へつなぐまちづくりというふうに決めました。

それで、各常任委員会ごとに、1つ、または2つ、テーマを選出していただきたいということで、手元の資料もあると思いますけど、一応令和2年度、令和3年度とありまして、令和4年度、その1つか2つということで、これは次回、次回と言ってもあしたか、あした水道が終わって、皆さんと相談をして、建設水道委員会のテーマを決めたいと思いますので、事前にちょっと考えておいていただきたいと思います。

日にちは、7月の31日曜日、1時半からということで、7階の第1・第2委員会室・全協室等々を使ってしたいと、この日しかないということで、日にちは、そういうことで決定しましたので、よろしくお願いします。

- ◆雲坂 衛委員長 はい。

- ◆勝田鮮二副委員長 何か補足はありますかいな。今日はそれで、あした。

- ◆雲坂 衛委員長 はい。A4 1枚物ですけども、令和4年度（参考）として書いてあるのが、事務局の担当の方からお聞きしましたけれども、あくまでもたたき台ということで、市長の当初予算説明の中で、令和4年度の主な取組から、お二つを書いたというようなことを聞いておりますけれども、今日の審議も踏まえて、令和4年度の予算審査をしたわけでありまして、まだ水道局が残っておりますけれども、2つというようなことで、開催方法としては、前回と同じというようなことで、参加人数も、前回、建設水道2つ出しましたけれども、多分参加人数の関係で、1つになったような気がします。

- ◆勝田鮮二副委員長 公園整備。

- ◆雲坂 衛委員長 公園整備になったと思います。バリアフリーは、人の調整があったのかなと思っておりますけれども、2つ出したいなと思っておりますので、考えてきていただけますように、よろしくお願いします。

それでは、以上で建設水道委員会を閉会いたします。

明日は、10時から水道局の審査を行いますので、よろしくお願いいたします。大変お疲れさまでした。

午後3時42分 閉会

令和4年2月鳥取市議会定例会

建設水道委員会・予算審査特別委員会建設水道分科会

令和4年3月8日(火)
7階 第2委員会室

下水道部 (8日 10:00~)

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

1. 議案(質疑)

議案第5号 令和4年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第21号 令和4年度鳥取市下水道等事業会計予算

都市整備部 (下水道部終了後)

----- < 建設水道委員会 > -----

1. 議案(質疑・討論・採決)

議案第44号 鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について

議案第50号 鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第58号 鳥取市都市公園の指定管理者の指定について

議案第64号 市道の路線の認定について

議案第65号 市道の路線の変更について

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

1. 議案(質疑)

議案第5号 令和4年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第6号 令和4年度鳥取市土地区画整理費特別会計予算

----- < 建設水道委員会 > -----

その他 (都市整備部終了後)

・令和4年度議会報告会・意見交換会について